

2020年11月12日

株式会社リベルタ

代表取締役社長 佐藤 透

問合せ先： 管理部 03-5489-7670

URL： <https://liberta-j.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るには、経営の効率化や各種のステークホルダーに対する会社の透明性・公正性の確保が必要であると考えており、会社の意思決定機関である取締役会の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムの整備に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社モア	1,100,000	42.18
佐藤 透	822,000	31.52
筒井 安規雄	170,000	6.52
石田 幸司	170,000	6.52
二田 俊作	170,000	6.52
リベルタ従業員持株会	80,000	3.07
北條 規	50,000	1.92
山崎 豊和	19,000	0.73
佐藤 貴子	13,000	0.50
西名 武彦	10,000	0.38
水上 亮比呂	4,000	0.15

支配株主（親会社を除く）の有無	佐藤 透
-----------------	------

補足説明

株式会社モアは、当社代表取締役社長である佐藤透の資産管理を目的とする会社であり、佐藤透が全株式を保有しております。佐藤透は、株式会社モアの保有株式数を含めると、当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、本書開示日時点において、支配株主と取引を行う予定はありませんが、支配株主と取引を行う必要性が生じた際は、その必要性、妥当性、取引条件等につき取締役会において十分な審議および交渉を行った上で決定することで、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
水上 亮比呂	公認会計士												
西名 武彦	他の会社の出身者						△						
北條 規	他の会社の出身者	△					△						

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

※2 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※3 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水上 亮比呂	○	—	会計士としての経験を活かし、財務、会計及び税務に精通しており、長年の経験と専門的知見により、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待し、社外取締役として選任しております。

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			また、当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。
西名 武彦	○	当社は同氏との間で 2017 年 5 月 1 日より経営全般を対象としたアドバイス等を受けるためにコンサルティング契約（月額 30 万円）を締結しておりましたが、同契約は 2018 年 9 月をもって終了しております。	会社運営・組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待し、社外取締役として選任しております。 また、現在、当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。
北條 規		2003 年 5 月から 2004 年 7 月まで当社の社内取締役として業務執行に関わっております。 また、当社は同氏との間で 2008 年 7 月 1 日より経営全般を対象としたアドバイス等を受けるためにコンサルティング契約（月額 30 万円）を締結しておりましたが、同契約は 2018 年 9 月をもって終了しております。	会社運営・組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	上限の定めはない

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化、店舗監査の立ち会い等を連携して行い監査の質的向上を図っております。

監査役及び内部監査部門は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等、CSR経営全般について連携して監査を実施しております。

なお、当社は管理部経営管理課が内部監査の主担当部署として管理部以外の監査を担当し、商品部カスタマーリレーション課が管理部の監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部 洋	会計士								△					
山本 龍太郎	弁護士								○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

※2 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※3 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 洋		2018年6月に同氏が代表を務めるアカウンティングフォース税理士事務所に対して株価算定を10万円(税抜)で委託しました。	会計士としての経験を活かし、財務、会計及び税務に精通しており、長年の経験と専門的知見により経営陣から独立した立場で適切な助言を行えるものと考え、社外監査役に適任と判断しています。
山本 龍太郎		当社は、山本龍太郎氏の所属する法律事務所に在籍する別の弁護士との間で顧問契約を締結しておりますが、山本氏本人との間の契約ではないこと、支払金額が僅少であることから、同氏は、当社と特別の利害関係を有しておらず、社外性があると判断しております。	企業法務に精通しており、法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点からも望ましい人物であると判断しており、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立性が担保されかつ取締役会において議決権のある取締役を優先的に独立役員へ選任しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入してお
---

ります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他(社外協力者又はこれに準じた地位を有している者等)

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び従業員、その他(社外協力者又はこれに準じた地位を有している者等)に対して、新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、2015年3月14日開催の株主総会で報酬等の限度額の決議を受けており、取締役年間報酬総額の上限を150,000千円、監査役の年間報酬総額の上限を15,000千円以内としております。

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に関しては、必要に応じて社内を確認し、管理部経営管理課を窓口として適宜情報提供を受けることができる体制となっております。また、取締役会に際しては十分な熟考期間を確保できるよう取締役会資料を事前配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

〈取締役会〉

当社の取締役会は、当社の業務に精通した常勤取締役5名、社外取締役3名で構成され、会社の経営

上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針や事業計画などの重要事項の審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行を相互監視しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、必要な意見表明及び取締役の職務執行の監督にあっております。

〈監査役〉

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名により監査役会を構成しております。当社の監査役はすべて社外監査役であり、独立の立場から取締役会等の重要な会議への出席や業務内容の聴取及び重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を常に監査する体制により経営監査を行っております。

〈会計監査人〉

当社は会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任し、関係法令に則り公正な会計監査を行っております。

〈経営会議〉

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議し、その運営を円滑に行うため、常勤取締役および部長以上の職位の者を構成者とした経営会議を設置しております。同会議は原則として毎月1回以上開催し、必要あるときは随時開催するものとしております。

〈リスク・コンプライアンス委員会〉

当社は、リスク・コンプライアンス規程を基にリスク・コンプライアンス委員会を発足させ、リスク管理に対して横断的に対応しており、年4回開催しております。また、発生可能性の高いリスク情報や不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心として臨時にリスク・コンプライアンス委員会を開催し、適宜対応しております。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役1名、取締役7名(内、社外取締役3名)、常勤監査役1名、非常勤監査役2名、内部監査担当者2名(管理部経営管理課責任者1名、商品部カスタマーリレーション課1名)、商品企画開発部門責任者3名、在庫管理部門責任者1名の構成となっております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社と違い取締役と監査役の役割を明確に分別すること、また取締役会、監査役会を独立させることで当社のコーポレート・ガバナンス体制を強化できると考えたため、当社は監査役会設置会社を選択いたしました。当社の事業内容や事業形態を鑑みて、企業統治を実効的に機能させる上で有効であると判断しております。

〔社外取締役に関する事項（社外取締役の役割・機能）〕

社外取締役は、会計士及び会社経営者・組織運営者で構成され、その経歴で培った豊富な経験や高い専門的知見を当社の経営に活かしていただくために選任しております。社外取締役には、当社の経営陣から独立した立場で、取締役の業務執行の監督、意思決定の適正性を確保するための助言等を担っていた

だいております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組みます。また、自社ホームページへも掲載してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の日程は他社と可能な限り重複しないよう考慮いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の、機関投資家や海外投資家の比率の推移なども踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの利用等を含む議決権の電子行使を可能とするための環境作りを検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上に IR サイト専用サイトを開設し、当該サイト内で開示致します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページ内 IR サイトの開設等を積極的に進めるとともに、定期的な説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期ごとの決算説明会を開催し、代表者自らが説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在、当社の海外投資家の比率は低いため予定しておりませんが、今後、海外投資家の比率が増加した場合は、海外投資家向けに定期的な説明会の実施を検討してまいります。	なし

IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に独立した IR ページを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知等を掲載致します。
IR に関する部署(担当者)の設置	当社の IR 活動は 管理部経営管理課及び管理部経理財務課を担当部署として行う予定です。  IR 担当責任者：取締役管理部部長 二田 俊作

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等のステークホルダーとの協同に関して、企業倫理宣言を制定しており、その内容について、年1回開催する全社員参加の全社員合宿での経営計画発表説明会にて、社長をはじめとする経営陣が直接説明・確認を行い、全社員への浸透を図っています。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>当社は「喜びを企画して世の中を面白くする」という経営理念のもと、社会的責任（CSR）に関する方針を下記の通り定め、日々実践しております。</p> <p><b>【お客様】「お客様にはモノだけを提供するのではない」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様第一主義に徹し、お客様視点による商品の継続的な品質改善、改良を行うこと</li> <li>・お客様への販売活動以外のコミュニケーションも大切にし、嬉しさ、楽しさを感じていただけるサービスを企画実施すること</li> <li>・新しい価値を創造し、ドキドキ、ワクワクする商品やサービスを企画開発すること</li> </ul> <p><b>【従業員】「従業員が楽しめなければお客様の喜びは創れない」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人の可能性は平等」という価値観に立ち、学歴、国籍、性別、年齢を問わず、挑戦意欲のある人材を積極的に採用し日本活性化に貢献すること</li> <li>・従業員満足度の継続的向上</li> <li>・人の成長を諦めない企業文化の浸透</li> </ul> <p><b>【取引先様】「取引ではなく、取り組みができる関係を」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いマーケティング活動を行うために、お客様のことを共に考えられるパートナーシップの関係を築くこと</li> <li>・公正な取引関係により相互の信頼関係を築く</li> <li>・現場の視察を徹底し自ら実態を確認する</li> </ul> <p><b>【社会】「嬉しい、楽しいを多くの方々へ」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人、自然が喜べる活動を積極的に行っていく</li> <li>・本業の活動が同時に生活弱者への貢献に繋がる仕組みを目指す</li> </ul>

	補足説明
	・本業の活動を通じてスポーツ、ファッション、芸術等の文化へ貢献できる仕組みを目指す
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

###### (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・会社は、コンプライアンスを業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、取締役会においてコンプライアンス上の重要事項を審理する。
- ・取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- ・監査役会を設置し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査する。

###### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程により適切に作成・保存する。
- ・取締役、監査役より閲覧の請求があれば、管理担当部門を通じてこれに応じる。

###### (c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク・コンプライアンス規程」に則り、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ・内部監査部門は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役へ報告し、適切な措置をとる。

###### (d) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定時取締役会を毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・常勤取締役および各部署責任者が出席し、毎月1回経営会議を開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部署の運営状況等の確認や相互牽制を図る。

###### (e) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- ・ 内部監査部門は代表取締役直轄として、業務が法令、定款および社内規程に準拠し、ならびに企業倫理および社会規範を遵守して行われているかを検証し、その結果を代表取締役および監査役に報告する。
- ・ 内部通報規程に則り、組織的または個人的な法令等違反に関する役員および従業員からの通報または相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。
- ・ コンプライアンスに関する報告・相談窓口として、弁護士を社外に置く。

(f) 会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 会社の内部統制に関する体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
- ・ 会社は子会社の経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の業績向上に寄与するように「関係会社管理規程」を整備し、これに基づき子会社に対し報告を求め、損失の危険の管理および子会社の取締役等の職務執行について、適法性と効率性の管理を行う。
- ・ 子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に会社開催の取締役会において報告を行うとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求め、協議を行う。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・ 取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができる。なお、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保する。
- ・ 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

(h) 会社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受ける者が会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および使用人、子会社の取締役、監査役および使用人は、会社およびグループ全体に重大な影響を及ぼす事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査役に報告する。
- ・ 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受ける。
- ・ 会社は、監査役が取締役、使用人、子会社の取締役、監査役および使用人と常時情報交換を行う体制を整える。

(i) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するた

めの体制

- ・会社は、監査役へ報告を行った会社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

(j) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・会社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、内部監査部門、監査法人等との緊密な連携および情報交換を推進するため意見交換会を定期的に開催する。
- ・監査役は、監査役相互の連携を図るため、監査役会を毎月1回以上開催する。

(l) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

(m) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ・財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- ・内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- ・内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役へ報告し、同時に監査役へ報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、反社会的勢力による被害を防止することにより、健全な経営を阻害する要因を排除すること、ならびに反社会的勢力への資金提供を防止することにより社会的責任を果たすことを目的として「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との関係遮断活動指針及び推進体制の役割を定めております。また、「取引先の属性チェックに関するマニュアル」及び「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を元にチェック体制の整備を実施し、新規取引開始にあたっては、事前に

管理部において Quick Screening System を利用した記事検索及びインターネット検索の属性チェックを徹底し、既存取引先様の属性チェックについては、原則年 1 回新規取引開始時と同様のチェックを実施しております。

### V. その他

#### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

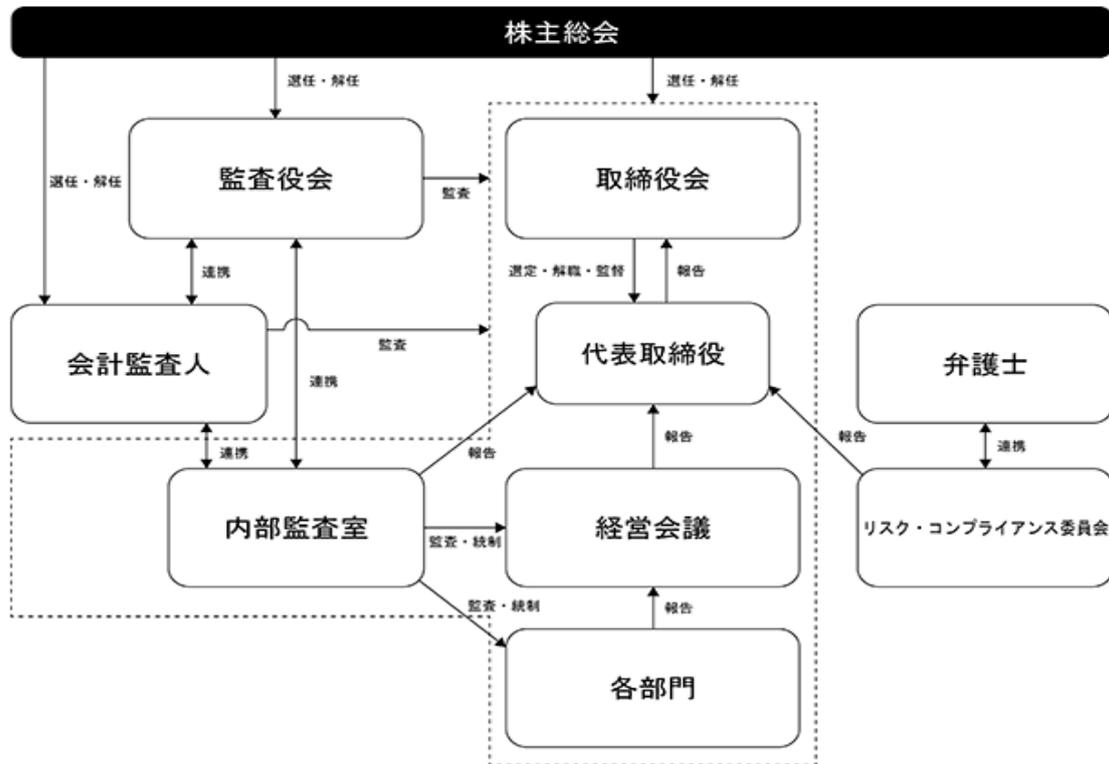
該当項目に関する補足説明

—

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

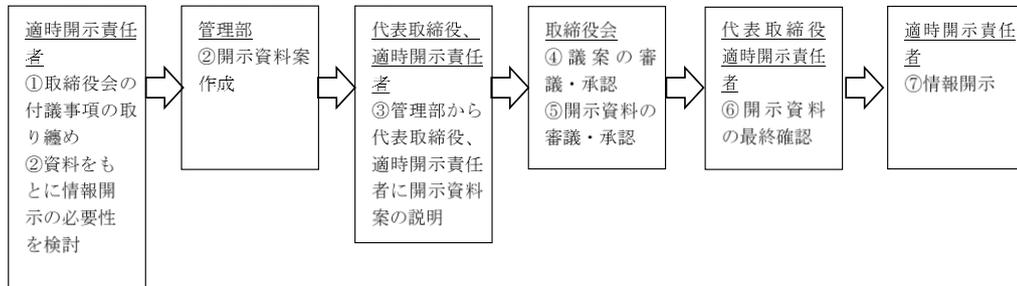
—

【模式図(参考資料)】

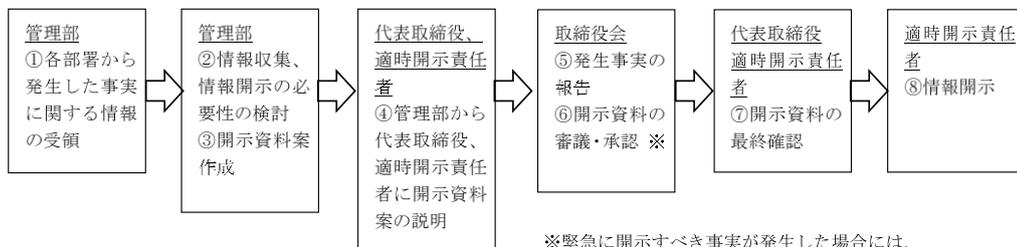


【適時開示体制の概要(模式図)】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上